

共同事業契約書

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長 辰巳 敬（以下「甲」という。）と ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○（以下「乙」という。）とは、次の共同事業契約条項に従い、下記の共同事業の実施及びその事業成果の取扱いに関する契約を締結する。

1. 事業の概要

(1) 事業の題目

バーミキュライト法による凍結保存が担子菌株に与える影響の評価

(2) 事業の目的

乙が提供する担子菌（きのこ）の培養株（以下、「担子菌株」という。）に対して、甲がバーミキュライト法等による凍結保存を行なう。乙がこの凍結保存された担子菌株について子実体の形成能等の性質を確認し、凍結保存の担子菌株への影響を評価することにより、バーミキュライト法を用いた凍結保存技術の特徴や有用性に関する情報を収集し、微生物の利用者における当該保存技術の利用を促進することを目的とする。

(3) 事業の内容

乙は、乙が選定した担子菌株を甲に無償で提供する。甲は、乙から提供された担子菌株をバーミキュライト法等により凍結保存して一定期間保管した後、乙に送付する。乙は、凍結保存された担子菌株の子実体形成能等の性質を確認し、凍結保存の影響を評価し、結果を甲に提供する。甲又は乙は、本共同事業に基づき得られた成果を公表する。

(4) 事業分担

甲：

イ 甲は、乙から提供された担子菌株をバーミキュライト法等により凍結保存し、一定期間保管した後、乙に送付する。

ロ 乙からの成果報告を踏まえ、本事業の成果を公表する。ただし、本共同事業契約の定めにより公表しないものを除く。

乙：

イ 乙は、乙が選定した担子菌株を甲に対して無償で提供する。

ロ 甲から送付される凍結保存された担子菌株について、子実体形成に必要な機能の維持、子実体の形成能、形成された子実体の性質を調査する。凍結保存の前後での性質の変化を比較し、凍結保存の影響を評価する。

ハ 上記評価結果をまとめ、甲へ報告する。

2. 共同事業実施期間 ○○○○年○月○日から○○○○年○月○日まで

3. 共同事業実施場所

甲：独立行政法人製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター

千葉県木更津市かずさ鎌足二丁目5番地8

乙：〇〇

住所を記載

4. その他 共同事業契約条項のとおり（事業担当責任者は別紙のとおりとする。）

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各1通保管する。

〇〇〇〇年〇月 日

甲 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理 事 長 名

乙 住所

契 約 者 名

共同事業契約条項

(管理)

第1条 本共同事業の管理は、甲及び乙が共同してこれを行い、本共同事業の効率的推進を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）及び外国における前記各権利に相当する権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権、若しくは半導体集積回路に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利、種苗法に規定する品種登録を受ける権利、若しくは半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する半導体集積回路配置利用登録を受ける権利
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
 - 四 前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもののなかから、甲と乙が協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては種苗、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第3項に規定する行為、商標法第2条第3項に規定する行為、著作権法第2条第1項第十五号及び同項第十九号に規定する行為、種苗法第2条第5項に規定する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 この契約書において「専用実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権、種苗法に規定する専用利用権及び半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 二 第1項第二号に規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

三 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

四 ノウハウについて独占的に実施をする権利

5 この契約書において「通常実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許法に規定する通常実施権、実用新案法に規定する通常実施権、意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権、種苗法に規定する通常利用権及び半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権

二 第1項第二号に規定する権利の対象となるものについて実施をする権利

三 プログラム等の著作権に係る著作物について実施をする権利

四 ノウハウについて実施をする権利

6 この契約書において「独占的实施権」とは、本共同事業において甲及び乙が共有する知的財産権又は甲が単独で所有する知的財産権について、定めた期間及び地域において、甲が乙及び乙が指定する者以外には実施の許諾を行わない独占的な権利をいう。

(実施内容)

第3条 本共同事業を実施するに当たり、乙は本契約表題部1.(4)の事業分担に基づき、乙が保有している担子菌株から選定した複数の株を甲に無償で提供する。

2 甲は、本共同事業において、前項により乙より提供された担子菌株について、本契約表題部1.(4)の事業分担に基づき、バーミキュライト法等により凍結保存し、一定期間保管した後、乙に送付する。

3 乙は、本共同事業において、前項により甲より送付された担子菌株の凍結保存標品について、本契約表題部1.(4)の事業分担に基づき、担子菌株の子実体形成能等の性質を確認し、凍結保存の影響を評価する。この評価結果をまとめ、甲へ報告する。

(甲の義務)

第4条 甲は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

一 甲は、乙から提供された担子菌株を本事業の目的以外に使用してはならない。

二 甲は、乙から提供された担子菌株を第三者に転貸し、譲渡し、寄託し、提供し又は担保に供してはならない。

三 甲は、本事業実施期間終了後に、乙から提供された担子菌株を廃棄しなければならない。

(乙の義務)

第5条 乙は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

一 乙は、甲から受領した担子菌株の凍結保存標品を本事業の目的以外に使用してはならない。

二 乙は、本事業実施期間終了後に、乙は、甲から受領した担子菌株の凍結保存標品を廃棄しなければならない。

(知的財産権の帰属等)

第6条 甲及び乙は、本共同事業において発明等を行った場合、当該発明等に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)の持分を、双方の貢献度を踏まえて所

有するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき共有することとなった本知的財産権に係る双方の持分等必要な事項を定めた知的財産権持分契約を別途締結するものとする。
- 3 前項に規定する知的財産権持分契約については、特許共同出願契約で同じ内容を規定する場合には特許共同出願契約で置き換えることができる。

(関連する知的財産権の取扱)

第7条 甲又は乙は、本共同事業において自己の職員又は従業員（役員、嘱託、臨時雇用労働者、又は派遣労働者を含む。）（以下「職員等」という。）が単独で発明等を行い、当該発明等に係る出願若しくは申請（以下「出願等」という。）又は公表をしようとするときは、当該自己の職員等が当該発明等を単独で行ったこと及び知的財産権を単独所有することについて、相手方から事前に書面による確認を得なければならない。

- 2 前項にかかわらず、本共同事業に係る成果が既に公知になっていることが書面により立証でき、かつ、第16条第1項により守秘義務が課される情報に関連しない発明等の場合にあっては、この限りでない。

(出願等)

第8条 甲及び乙は、第6条第1項に基づき共有している本知的財産権に係る出願等を行うときは、共同して出願等を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、共有している本知的財産権のうち、ノウハウに該当するものについては、甲と乙が協議の上、速やかにその指定をするものとし、かかるノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を甲と乙が協議の上決定し、第6条第2項に規定する知的財産持分契約（これを第6条第3項に規定する特許共同出願契約で置き換えた場合には特許共同出願契約）においてその旨を明示するものとする。

(知的財産権の管理費用)

第9条 乙は、第6条第1項に基づき本知的財産権を共有する場合であっても、当該知的財産権の管理費用（特許庁等の登録機関及び甲乙に所属しない外部弁理士等に支払う、本知的財産権を取得し維持するための費用をいう。以下同じ。）を全額負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙が共有する又は甲が単独で所有する本知的財産権について、次条の規定に基づき乙が独占的实施権を有する場合にあっては、乙は当該独占的实施権を有する期間において発生する当該本知的財産権の管理費用の全額を負担するものとする。

(独占的实施権の付与等)

第10条 甲は、乙又は乙の指定する者が本知的財産権に係る独占的实施権の付与を希望する場合、本知的財産権の出願等の日から一定の期間を経過するまでの間、一定地域において当該権利を付与できるものとする。

- 2 前項に規定する独占的实施権の付与は、共有する本知的財産権については第6条第2項に規定する知的財産権持分契約を締結する際に行うものとし、甲が単独で所有する本知的財産権については第7条第1項に規定する出願等の確認の際に行うものとし、独占的实施権の許諾に関する契約を別途締結する。ただし、当該知的財産

権持分契約の締結後又は当該出願等の確認後においても、甲の業務に支障がないときは、甲及び乙の協議により、当該独占的实施権の付与の決定が行えるものとし、その期間は、当該付与の日から協議により決定する期間を経過するまでの間とする。

3 第1項に規定する独占的实施権の付与期間については、原則延長しない。ただし、甲は、独占的实施権の付与を受けた者から第1項に規定する独占的实施権の付与期間を延長したい旨の申し出があり、必要があると認められるときは、期間延長を許諾することができるものとし、延長する期間は、独占的实施権の付与を受けた者と協議の上、定めるものとする。

4 甲は、乙又は乙が指定する者が独占的实施権の付与を希望する旨の申し出があった場合及び前項の延長の申し出があった場合には、実施許諾申請書及び実施計画書を提出させるものとする。

(独占的实施権の付与の中止)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本知的財産権に係る独占的实施権の付与を中止する。

一 独占的实施権が付与された知的財産権がその付与期間中に実施されず、かつ、甲が妥当と認めることができる将来的な実施計画書が提出されなかったとき。

二 本知的財産権の独占的实施権を付与された者以外の者が、当該知的財産権を実施できないことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるとき。

三 乙又は乙の指定する者が、自ら中止したい旨、書面により申請をしたとき。

2 甲は、前項第二号により本知的財産権に係る独占的实施権の付与を中止するときは、中止の理由を書面により、当該独占的实施権を付与された者に対して事前に通知するものとする。

(甲及び乙の意思による実施の許諾等)

第12条 甲及び乙は、共有する本知的財産権の自らの持分を第三者に譲渡し、若しくはその持分を目的として質権を設定し、又は専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾しようとする場合、その旨を事前に相手方に通知し同意を得なければならない。

(実施許諾契約)

第13条 甲及び乙は、共有する本知的財産権を前条の規定により第三者に実施させようとするとき、甲及び乙以外の者に実施許諾申請書及び実施計画書を提出させるとともに、その持分に応じた実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施許諾契約を別途締結するものとする。

2 甲は、甲が単独で所有する本知的財産権を甲以外の者が実施しようとするときは、実施許諾申請書及び実施計画書を提出させるとともに実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施許諾契約を、別途締結するものとする。

(知的財産権の放棄)

第14条 甲及び乙は、共有する本知的財産権を放棄する場合、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面で報告するものとする。

(著作者人格権)

第15条 甲及び乙は、本共同事業に基づき共有するプログラム等の著作物及びデー

データベースの著作物が得られた場合、当該著作物に係る発明等を行った者に、著作権法第17条第1項、第18条第1項及び第19条第1項に規定する著作者人格権を行使しないよう措置するものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本共同事業において知り得た一切の情報（第8条第2項により指定されたノウハウを含む。）を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示しないものとする。

ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 既に公知の情報であるもの

二 甲及び乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

三 相手方から当該情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの

四 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの

五 第17条により本共同事業の成果として公表する情報であるもの

六 甲が当該情報を秘密として扱うことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるもの

2 甲は、前項第六号に該当する情報を公開しようとする場合には、事前にその理由を書面により乙に通知する。

(事業成果の報告と公表)

第17条 乙は、本契約書表題部1.(4)の分担に基づき共同事業の成果について本契約書表題部2.共同事業実施期間の終了後速やかに、報告書を甲に提出する。また、共同事業実施期間が1年を超える場合、毎年度末に途中経過についての報告書を提出する。甲及び乙は事業成果を原則公表できるものとする。ただし、その公表が知的財産権出願前等であり甲又は乙の知的財産権の取得の妨げのおそれがあると認められる場合、及び前条に規定されるノウハウの場合にあっては、この限りでない。

2 前項に基づく公表にあっては、事前に相互に通知するものとする。

(事業成果のとりまとめ)

第18条 甲及び乙は、本共同事業終了後、速やかにその事業成果をとりまとめるものとする。

(契約解除)

第19条 甲の運営に係る日本国政府の予算又は方針の重大な変更、天災事変、その他本契約締結の際予測することのできない事由であって、甲乙いずれの責にも帰すことのできない理由により本共同事業の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除するときは、甲乙いずれの責に帰すことのできない理由により本共同事業の実施が不可能又は著しく困難となったことに基づいて生じた事項について、甲乙相互に損害賠償等何ら請求しないものとする。

3 甲及び乙は、相手方が本契約条項の各号に違反した場合、またはそれに準ずる正

当な理由があるときは、本契約を解除することができる。

(職員等の派遣)

第20条 甲又は乙は、相手方の同意を得て、本共同事業に従事する職員等を相互に派遣することができる。

2 前項に基づき派遣された者については、第16条及び次条から第23条までの規定を遵守しなければならない。

(職員等の遵守事項)

第21条 甲及び乙は、それぞれの職員等が、相手方の設備等を使用するとき、相手方の指示及び規程に従うために必要な措置をとらなければならない。

(賠償責任)

第22条 甲又は乙は、相手方の職員等が、故意又は重大な過失により、甲又は乙が管理する設備等に損害を与えたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができる。

2 甲又は乙は、それぞれの職員等が、相手方の責に帰すべき事由により、肉体的又は精神的な損害を受けたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができる。

(退職後の取扱い)

第23条 甲及び乙は、それぞれの職員等が、甲又は乙に所属しなくなった後も、第15条及び第16条の規定が適用されるよう措置しなければならない。

(契約有効期間)

第24条 本契約の有効期間は、本契約書に定める事業実施期間の初日から第18条に規定する事業成果のとりまとめの完了の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条から第14条の規定は、当該条項に定める本知的財産権の権利存続期間中有効とし、第22条の規定は本契約終了後1年間有効とする。第15条、第16条及び第23条の規定は期限の定めなく有効とする。

(協議)

第25条 本契約で定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定める。

2 本契約を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

別紙

事業担当責任者

甲：

乙：